

国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアークommューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアークommューター株式会社、日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお実施時期、実施方法その他具体的な内容については甲乙が協議の上、別途定める。

- （1） 教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること
- （2） 甲の学生及び教職員と、乙の社員の相互交流に関すること
- （3） 甲の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
- （4） 乙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
- （5） 地域社会の発展・活性化に関すること
- （6） その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

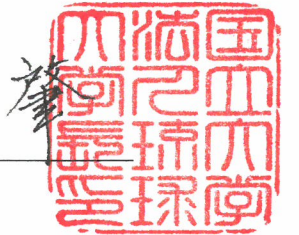
第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力を行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年7月9日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

大城



乙 沖縄県那覇市山下町3番24号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長

丸川



沖縄県那覇市山下町3番24号
琉球エアークommューター株式会社
代表取締役社長

伊礼



沖縄県那覇市山下町3番24号
日本航空株式会社
執行役員 沖縄地区担当

丸川

